

○宜野座村情報公開及び個人情報保護に関する条例

平成16年4月1日
条例第8号

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 村政情報の公開(第5条～第15条)
- 第3章 個人情報の保護
 - 第1節 個人情報の取扱い(第16条～第23条)
 - 第2節 個人情報の開示請求の権利等(第24条～第32条)
- 第4章 不服申立て等
 - 第1節 詰問等(第33条～第35条)
 - 第2節 審査会(第36条～第39条)
- 第5章 審議会(第40条)
- 第6章 苦情の申出(第41条)
- 第7章 受託者及び事業者の責務等(第42条～第46条)
- 第8章 補則(第47条～第53条)
- 附則
 - 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり村政に関する村民の知る権利を保障するとともに、個人の尊厳を擁護し、情報公開及び個人情報の保護について必要な事項を定めることにより、村政情報の公開を請求する権利及び自己に関する個人情報の開示等を求める権利を明らかにするとともに、村政について村民に説明する責務が全うされるようにし、村民の村政への参加を推進し、もって村政に対する村民の理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた村政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 本村の図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。
- (3) 個人情報ファイル 一定の事務の目的を達成するために体系的に構成された個人情報の集合物であって、磁気テープ、簿冊、台帳等に記録されたものをいう。
- (4) 個人情報の収集等 個人情報の収集、保管、利用及び提供をいう。
- (5) 実施機関 村長(水道事業管理者の職務を行う村長を含む。)、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (6) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (7) 電子計算組織 与えられた一連の処理手順に従い電子計算機及びその関連機器を利用して事務を処理する組織をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、村政情報の公開が適正に行われるよう、この条例を解釈し、運用するとともに、村政情報の公開に当たっては個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、個人情報の収集、保管及び利用(以下「収集等」という。)をするに当たっては、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、自己情報の記録の開示が適正に行われるよう努めなければならない。

3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより村政情報の公開又は自己情報の記録の開示を請求しようとするものは、この制度の目的とするところに従ってその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

2 村民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使す

るとともに、個人情報の保護に関する村の施策に協力しなければならない。

第2章 村政情報の公開

(村政情報の公開を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、村政情報の公開を請求することができる。

(村政情報の公開の請求方法)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「公開請求書」という。)を提出してしなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体については、その代表者の氏名

(2) 公開請求に係る村政情報の名称その他のこれを特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(非公開とができる村政情報)

第7条 実施機関は、次の各号の一に該当する情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている村政情報については、当該村政情報を非公開とすることができます。

(1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 法令等による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

エ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

オ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかなるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 村民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公にすることが公益上必要と認められる情報

(4) 行政の執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 村と国、他の地方公共団体又は公共団体(以下「国等」という。)との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

イ 村の機関内部若しくは機関相互間又は村と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ウ 村又は国等が行う監査、検査等の計画及び実施細目、試験の問題、交渉の方針、争訟の方針、入札施行前の予定価格、人事等の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれがあるもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取締り又は犯罪の捜査に関する情報であって、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他公にすることにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る村政情報の一部に非公開情報が記録されている場合におい

て、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。

- 2 公開請求に係る村政情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る村政情報に非公開情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該村政情報を公開することができる。

(公開請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、公開請求に係る村政情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る村政情報の全部を公開しないときは、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 前2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日(以下「公開請求日」という。)から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができるときは、同項の規定にかかわらず、公開請求日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 5 実施機関は、第1項及び第2項の規定により公開請求に係る村政情報の一部を公開する旨又は全部を公開しない旨の決定をした場合において、公開請求に係る村政情報が、期間の経過により、第7条に規定する情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第11条 公開請求に係る村政情報が著しく大量であるため、公開請求日から起算して30日以内にそのすべてについて公開決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る村政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの村政情報については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第3項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの村政情報について公開決定等をする期限

(公開請求に係る村政情報を保有していない場合の手続等)

第12条 実施機関は、公開請求に係る村政情報が存在しないときは、公開請求のあった日から起算して15日以内に、次の各号のいずれかの措置を執らなければならない。

- (1) 当該公開請求に係る村政情報を作成し、又は取得することが可能であり、かつ、そのことが村の利益に資すると認められるときは、新たに文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)を作成し、又は取得して当該文書等の全部又は一部を公開する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に關し規則で定める事項を書面により通知すること。
- (2) 当該公開請求に係る村政情報を作成し、若しくは取得することが不可能であるとき、又は新たに文書等を作成し、若しくは取得することに合理的理由がないときは、不存在であることを理由として公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知すること。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 実施機関は、公開請求に係る村政情報に国、他の地方公共団体及び公開請求者以外のもの(以下この条、第34条及び第35条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る村政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の決定(以下この条において「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る村政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面等により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている村政情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号アに規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている村政情報を第9条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該村政情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第33条及び第34条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第14条 村政情報の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

- 2 実施機関は、公開請求に係る村政情報を直接公開することにより、当該村政情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、当該村政情報の写しにより公開することができる。

(村政情報の任意的な公開)

第15条 実施機関は、この条例の適用を受けない村政情報について公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

第3章 個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報の収集等の一般的制限)

第16条 実施機関は、個人情報の収集等をするときは、その所掌する事務の目的の達成に必要かつ最小限の範囲内で行わなければならない。

- 2 実施機関は、次に掲げる事項に係る個人情報の収集等をしてはならない。ただし、法令により個人の情報の収集を認めているとき、又は当該個人(以下「本人」という。)の生命、身体、健康若しくはその財産に対する危険を避けるためにやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 犯罪歴その他社会的差別の原因となる事項

(3) その他村長が第40条に規定する宜野座村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会(同条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いて、個人の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めた事項

(個人情報の適正な維持等)

第17条 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、破損及び滅失の防止その他の個人情報の記録の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、利用目的に必要な範囲内で、その保管する個人情報の記録を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要ななくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存されるものについては、この限りでない。

(個人情報ファイルの保有手続)

第18条 実施機関は、新たに個人情報ファイルを作成し、又は取得しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を、規則の定めるところにより、村長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報の利用目的

(3) 個人情報の収集方法及び収集対象者の範囲

(4) 個人情報の記録項目

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するものその他規則で定める簡易又は一時的な個人情報ファイルについては適用しない。

3 実施機関は、届出に係る個人情報ファイルを廃止したときは、収集等をしている当該個人情報の記録を確実に廃棄するとともに、速やかにその旨を、規則の定めるところにより、村長に届け出なければならない。

(個人情報ファイルの公表)

第19条 村長は、前条第1項の規定による届出を受けた個人情報ファイルについて、速やかに同項第1号から第4号までに掲げる事項(変更の届出にあっては、変更に係る事項)を、規則の定めるところにより、公表するものとする。同条第3項の規定による届出があった個人情報ファイルについても、同様とする。

(個人情報の収集の制限)

第20条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的その他実施機関が定める事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

認めるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 既に公表された事実であるとき。
 - (4) 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定に基づく目的外利用等によるとき。
 - (6) 本人から収集することにより、実施機関が行う当該事務事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあるとき、その他本人以外の者から収集することに相当な理由があるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号及び第6号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び当該個人情報の収集目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。
- 3 本人又はその代理人が法令等の規定に基づき実施機関に対し、申請その他これに類する行為を行う場合において、当該申請その他これに類する行為に係る個人情報は、第1項の規定に基づき収集されたものとみなす。
- 4 実施機関は、電子計算組織により処理する個人情報を収集するときは、当該個人情報が電子計算組織に記録される旨を明らかにしなければならない。

(個人情報の目的外利用等の制限)

第21条 実施機関は、個人情報を第18条第1項第2号に規定する利用目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報であるとき。
 - (4) 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
 - (5) 実施機関が、職務執行上特に必要があると認める場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、明らかに本人の利益になるとき、その他特別の理由があるとき。
- 2 実施機関は、個人情報を第18条第1項第2号に規定する利用目的の範囲を超えて実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報であるとき。
 - (4) 人の生命、身体、財産等の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
 - (5) あらかじめ審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、外部提供をするときは、個人情報の保護を図るため必要な条件を付さなければならない。
- 4 実施機関は、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をするときは、規則で定める場合を除き、あらかじめその旨を本人に通知するとともに速やかに村長に届け出なければならない。
- 5 村長は、前項の届出を受理したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(電子計算組織の記録項目)

第22条 電子計算組織により処理する個人情報の記録項目については、規則で定めるものとする。

- 2 村長は、電子計算組織により処理する個人情報の記録項目を設定、追加又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第23条 実施機関は、電子計算組織により個人情報を処理する場合は、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合を行ってはならない。ただし、法令に特別の定めがあるとき、又は個人情報について必要な保護措置が講じられている場合で、あらかじめ審議会の意見を聴いて村長が職務執行上必要であると認めるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、通信回線の結合により提供した個人情報について、漏えい、不適正な利用のおそれがあると認めるとき、又は事故、災害その他の事由により、保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認めるときは、通信回線の結合により個人情報の提供を受けたものに対し、報告を求め、又は必要な調査をことができる。
- 3 実施機関は、前項の報告又は調査の結果に基づき、審議会の意見を聴いて、通信回線による個人情報の提供の一時停止等、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるものとする。ただし、緊急かつやむを得ないと認めるときは、必要な措置を講じた後、速やかに審議会に報告しなければならない。

第2節 個人情報の開示請求の権利等

(自己情報の開示の請求)

第24条 何人も、実施機関に対し、自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手続)

第25条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る本人又はその法定代理人等であることを証明するために必要な書類で、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示しないことができる個人情報)

第26条 実施機関は、次の各号の一に該当する自己情報(以下「不開示情報」という。)については、開示しないことができる。

(1) 法令等に定めがあるもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、公正かつ適正な当該事務の執行に支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(3) 第三者に関する情報が含まれる情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利又は利益を害するもの

(4) 調査、交渉、争訟等に関する情報であって、本人に開示することにより、実施機関の公正又は適正な職務執行に支障が生ずるおそれがあると認めるもの

(5) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示請求の対象となった個人情報の開示をすることが当該未成年者の利益に反すると認められるもの

(6) 前各号に定めるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて、開示しないことが適当であると認めたもの

(部分開示)

第27条 第8条第1項の規定は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が記録されている場合について準用する。この場合において、同条同項中「公開請求」とあるのは「開示請求」と、「非公開情報」とあるのは「不開示情報」と、「村政情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と読み替えるものとする。

(開示請求に対する決定等)

第28条 第10条の規定は、第26条の規定による開示請求に対する決定について準用する。この場合において、第10条中「公開請求」とあるのは、「開示請求」と、「村政情報」とあるのは、「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と、「公開請求者」とあるのは「開示請求者」と読み替えるものとする。

(個人情報の開示の方法)

第29条 実施機関は、個人情報を開示する決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示の方法については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「村政情報」とあるのは「個人情報」と、「公開」とあるのは「開示」と、「公開請求」とあるのは「開示請求」と読み替えるものとする。

3 第25条第3項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求)

第30条 何人も、前条第1項の規定により開示を受けた自己情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

2 何人も、前条第1項の規定により開示を受けた自己情報について、第16条の規定による収集等の制限を超える、又は第20条第1項及び第3項の規定に違反して、自己情報の収集がされたと認めるときは、実施機関に対し、その削除を請求することができる。

3 何人も、第21条第1項及び第2項の規定に違反して、自己情報の目的外利用等がされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用等の中止を請求することができる。

4 第25条第3項の規定は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続)

第31条 前条第1項から第3項までの規定により訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対

し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正等を求める箇所又は事項
 - (3) 訂正等を求める内容又は理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正を求める内容が事実に合致することを示す資料等を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第25条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求(以下「訂正等請求」という。)について準用する。

(訂正等請求に対する決定等)

- 第32条 実施機関は、訂正等請求に係る個人情報を訂正等するときは、その旨の決定をし、当該訂正等請求に係る個人情報を訂正等した上、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、遅滞なく、その旨及び訂正等の内容を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、訂正等請求に係る個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。
- 3 実施機関は、訂正等請求に係る個人情報の訂正等をしないときは、その旨の決定をし、訂正等請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 前3項の決定(以下「訂正等決定」という。)は、訂正等請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第25条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正等決定を行うことができないときは、同項の規定にかかわらず、請求のあった日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び延長の理由を書面により、通知しなければならない。
- 6 実施機関は、訂正等決定がなされるまでの間、当該訂正等請求に係る個人情報の利用及び提供を停止し、又は停止するよう努めなければならない。ただし、停止によって実施機関の正当な職務執行に著しい支障を生じる場合は、この限りでない。

第4章 不服申立て等

第1節 諒問等

(審査会への諮問)

- 第33条 公開決定等、又は開示、訂正等の請求に対する決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てが明らかに不適法であるとき、又は当該不服申立てを認容する裁決又は決定をするとき(当該裁決又は決定について反対意見書が提出されているときを除く。)を除き、遅滞なく宜野座村情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第34条 前条の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 公開請求又は開示、訂正等の請求をしたもの(当該公開請求等をしたものが不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該不服申立てに係る公開決定等又は開示、訂正等の請求に対する決定について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第35条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 第10条第1項の決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る公開決定等又は開示、訂正等の請求に対する決定を変更し、当該公開決定等に係る村政情報を公開し、又は当該開示、訂正等の請求に対する決定に係る自己情報の記録を開示し、訂正し、削除し、若しくは目的外利用等を中止する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該村政情報の公開又は自己情報の記録の開示、訂正、削除若しくは目的外利用等の中止に反対の意思を表示している場合に限る。)

第2節 審査会

(審査会の設置等)

- 第36条 第33条の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、宜野座村情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会は、前項に規定する調査審議を通じて必要があると認めるときは、情報公開及び個人情報保護に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

- 3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、知識経験を有する者のうちから村長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(審査会の調査権限)

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等又は開示、訂正等の請求に対する決定に係る村政情報、又は自己情報の記録の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された村政情報又は自己情報の記録の公開を求めることがない。

- 2 諒問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公開決定等又は公開、訂正等の請求に対する決定に係る村政情報又は自己情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(調査審議手続の非公開)

第38条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(委任)

第39条 この節に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 審議会

第40条 情報公開及び個人情報保護制度の適正な運営に関する重要事項の調査、審議等を行う機関として、宜野座村情報公開及び個人情報保護制度運営審議会を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 第36条第4項から第6項まで及び前条の規定は、委員の委嘱、任期等について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは、「審議会」と読み替えるものとする。

第6章 苦情の申出

(苦情の申出)

第41条 何人も、実施機関又は事業者が行う自己に係る個人情報の収集等について苦情があるときは、村長に対し、当該苦情の申出をすることができる。

- 2 村長は、前項の規定により苦情の申出を受けたときは、当該実施機関又は事業者に対し、個人情報の保護に関し是正その他必要な措置を講じるよう求めることができる。

第7章 受託者及び事業者の責務等

(受託者の責務等)

第42条 実施機関から個人情報の記録、加工等の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、その業務を行うに当たって、漏えいの防止その他個人情報の保護に関して実施機関と同様の義務を負うものとする。

- 2 実施機関は、個人情報の記録、加工等の処理の業務を委託するときは、受託者に対し、個人情報の保護を図るため、当該委託業務に係る個人情報の記録の適切な管理について必要な措置を講じさせなければならない。

(個人情報の取扱いに従事する者の義務)

第43条 個人情報の取扱いを行う実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第1項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第44条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の収集等をするときは、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る村民の基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する村の施策に協力しなければならない。

(事業者への指導等)

第45条 村長は、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするため必要な限度において、当該事業者に対し、関係資料の提出、質問その他の調査について協力を要請することができる。

- 2 村長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、当該取扱いの是正又は中止を指導し、これに従わないときは、当該取扱いの是正又は中止を勧告することができる。
- 3 村長は、事業者が第1項の規定による要請を拒んだとき、又は前項の規定による指導若しくは勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。
- 4 村長は、前項の規定により公表しようとするときは、事業者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表をする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

(補助団体等の責務)

第46条 本村の出資又は財政的補助を受ける団体等は、この条例の規定に基づき実施する情報公開及び個人情報保護の施策に留意しつつ、情報公開及び個人情報保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 村は、補助団体等が前項に関する情報公開及び個人情報保護を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第8章 補則

(情報公開制度の総合的な推進)

第47条 実施機関は、村政情報の公開及び村政情報の任意的な公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、村政に関する正確で分かりやすい情報を村民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開制度の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報の収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互間の協力及び連携に努めるものとする。

(会議の公開)

第48条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関(以下「審議会等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(手数料等)

第49条 村政情報の公開及び個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

2 村政情報又は個人情報の記録の写しを受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(検索資料等の作成)

第50条 実施機関は、村政情報の検索に必要な資料及び個人情報ファイルの目録を作成し一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第51条 村長は、毎年度1回、前年度における各実施機関のこの条例の運用状況について、公表するものとする。

(他の制度との調整)

第52条 法令等の規定により村政情報の閲覧、縦覧若しくは写しの交付の手続又は自己情報の記録の公開、訂正、削除若しくは目的外利用の中止若しくは写しの交付の手續が別に定められている場合で、当該手續によることができるときは、この条例は適用しない。

2 前項に規定するもののほか、図書館その他これに類する村の施設において、村民の利用に供することを目的として保管している村政情報及び個人情報については、この条例は適用しない。

(委任)

第53条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(村政情報の公開に関する経過措置)

2 この条例に基づく村政情報の公開に関する規定は、この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した村政情報について適用する。ただし、この条例の施行の日前に作成し、又は取得した村政情報は、目録等が整備されたものについて適用する。

(個人情報保護に関する経過措置)

3 この条例に基づく個人情報保護に関する規定は、この条例の施行の際、現に実施機関が保管等をしている個人情報及びこの条例の施行の日以後に保管等をする個人情報について適用する。

(宜野座村情報公開及び個人情報保護制度審議会設置条例の廃止)

4 宜野座村情報公開及び個人情報保護制度審議会設置条例(平成15年条例第14号)は、廃止する。